国際調査機関 ＳＧ	シンガポール知的財産庁	附属書 Ｄ ＳＧ
次の受理官庁を管轄する国際調査機関	ＢＮ，ＩＤ，ＪＰ，ＫＨ，ＫＲ，ＭＸ，ＳＡ，ＳＧ，ＴＨ，ＴＴ，ＵＧ，ＵＳ，ＶＮ	
国際調査機関に支払う手数料：		
調査手数料（ＰＣＴ規則16）[1]	スイス・フラン（CHF）　1,470 ユーロ（EUR）　1,566 日本円（JPY）　254,800 韓国・ウォン（KRW）　2,286,000 シンガポール・ドル（SGD）　2,240 米国・ドル（USD）　1,719	
追加の調査手数料（ＰＣＴ規則40.2）[2]	SGD　2,240	
国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則44.3）	１書類につき　SGD　30	
国際出願の一件書類中の文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則94.1の3）	１書類につき　SGD　30	
異議申立手数料（ＰＣＴ規則40.2(e)）	SGD　650	
遅延提出手数料（ＰＣＴ規則13の3.1(c)）	な　し	
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にＰＣＴ第14条(1)，(3)又は(4)の規定により，国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100％払戻し 国際調査機関が先の調査から利益を得る場合，当該先の調査から利益を得る程度に応じて，調査手数料の25％から75％までの払戻し	
国際調査のために受理する言語	中国語，英語	

［次頁に続く］

1　この手数料は，受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち１つ）で受理官庁に支払う。

2　この手数料は，特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

ＳＧ	シンガポール知的財産庁（続き）	ＳＧ
国際出願が，この国際調査機関が既に調査した先の出願から優先権を主張している場合，国際調査機関は先の調査結果に関する非公式コメントを認めるか？	認めない	
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	CD-R，DVD-R	
調査しないこととしている対象	ＰＣＴ規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，シンガポールの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄		
国際調査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している[3]	
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか明らかでない時	
国際調査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している[3]	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか明らかでない時	

3 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d)）。